

法政大学100周年記念大学院修士課程奨学金給付規程

規程第1310号

一部改正 2023年 4月 1日 2023年 6月 1日

(目的)

第1条 本大学は、修士課程学生への修学を支援し、優秀な研究者の養成と教育の機会均等の実現を目的として、ここに奨学金給付制度を設定する。

2 給付する奨学金を法政大学100周年記念大学院修士課程奨学金（以下「奨学金」という。）といい、奨学金の給付を受ける者を法政大学100周年記念大学院修士課程奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資金)

第2条 奨学金は、100周年記念特別奨学基金及び法政大学奨学基金から生ずる果実を財源とする。

(出願資格)

第3条 奨学金の給付に出願できる者は、本大学の修士課程に在籍している者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 標準修業年限をこえて在籍する者。ただし、長期履修制度の適用を受ける者は、入学時に認められた長期履修期間を標準修業年限とする。
- (2) 休学中の者
- (3) 本大学給付の奨学金等により海外留学する者又は留学中の者
- (4) 学費を自己支弁していない者（国費外国人留学生等）
- (5) 本大学と模範的ソフトウェア学院連盟が実施するダブルディグリープログラムにより在籍する者
- (6) 学校法人法政大学に雇用されている専任教員、専任教諭及び専任職員

(給付人数及び給付額)

第4条 奨学生の給付人数及び給付額は次のとおりとする。

- (1) 給付人数 基金の果実の範囲内とする。
 - (2) 給付額 年額200,000円。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、長期履修制度の適用を受ける者の給付額は、長期履修期間に応じて定められた当該年度の授業料と通常授業料の比率により減額する。また、私費外国人留学生で授業料の減免制度の適用を受ける場合は、私費外国人留学生授業料減免相当額を給付額から減額する。

(申請手続)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、次の書類を担当部局に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（所定のもの）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 家計証明書
- (4) 研究計画等の記入書（所定のもの）
- (5) 指導教員又は専攻主任の推薦書（所定のもの）

(採用決定)

第6条 奨学生の採用は、学業成績・人物とともに優れた者のなかから経済的事情を考慮して研究科長会議が選考を行い、職務権限規程に基づき決定する。

(給付期間)

第7条 奨学金の給付期間は、採用年度限りとする。ただし、第3条の出願資格を有する者は次年度以降も採用することができる。

(届出)

第8条 奨学生が提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに担当部局にこれを届けなければならない。

(辞退)

第9条 奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

(停止又は取消)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づきその資格を停止又は取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (2) 休学又は退学したとき若しくは除籍となったとき。
- (3) 傷病などのために学業継続の見込みがないとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還請求)

第11条 本規程により支給された奨学金は返還を要しない。ただし、本大学は前条の定めにより奨学生の資格を取り消した者に対し、支給した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(研究成果報告の義務)

第12条 奨学生は、受給年度における研究成果報告書を担当部局に提出しなければならない。

(所管)

第13条 奨学金の給付に関する事務は、学生センター及び財務部でこれを行う。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、研究科長会議の議を経て職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2023年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、2023年6月1日から一部改正施行する。

(追57)